

令和2年度第4回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日	令和2年7月10日(金)
招集場所	米子市役所401会議室
開 会	午後1時30分
出席農業委員	2番 泉新一委員 3番 井田時夫委員 4番 伊塚定弘委員(会長) 5番 遠藤泰三委員 6番 大太勇三委員 7番 大縄敬次委員 9番 公本英夫委員 10番 小西淳一委員 11番 角力委員 13番 高橋敦美委員 14番 田中豊委員 16番 中本公平委員 17番 森中喜輝委員 18番 矢倉篤實委員 19番 吉澤一誠委員(会長職務代理者)
欠席農業委員	1番 足立寛隆委員
出席推進委員	大東清彦委員 影嶋六郎委員 田邊雄一委員 佐々木知俊委員 大田正夫委員 山中春夫委員 三島通政委員 小林秀美委員 大塚清徳委員 岩佐清志委員 田口正廣委員 友森一夫委員 西村茂春委員 松本裕三委員 本池実委員 米澤美憲委員 尾坂宣雄委員 植田直道委員 池口稔委員 田中英省委員 長澤誠委員
事務局	宅和事務局長 日浦担当事務局長補佐 妹尾係長 高田主幹 石岡主任
傍聴人	無し
日 程	1 会長あいさつ 2 議事録署名委員の指名 3 議事 (1) 農地法各条申請審議等 ア 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について イ 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について ウ 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について エ 第4号 米子市農用地利用集積計画の決定について

オ 第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答
について

4 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) 県農業会議会議員の事務報告
- (8) その他

議事開始 午後1時30分

議長（伊塚会長）

それでは、第4回農業委員会総会を開きます。

最初に農業委員会憲章を唱和します。

（全員で唱和）

それでは、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

それでは、議席番号2番の泉委員と議席番号3番の井田委員をお願いします。

本日の欠席は、足立委員です。

それでは、審議に入ります。3ページ議案第1号をお願いします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

それでは4ページ、番号12の一部から番号13の奥谷について一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

3条許可案件について説明します。

番号12の一部について説明します。申請地は、介護保険施設の博愛苑近くに位置します田3筆、畑2筆の合計3,207平方メートルの農地です。遠方に居住する相続人が米子に居住する息子に贈与を行うものです。取得後の経営面積は変わらず32アールです。

次に13番の奥谷について説明します。申請地は藤井外科の南に位置する田2筆合計1,750平方メートルの農地です。譲渡人が、耕作が難しくなったため、前所有者に相談したところ合意され売買しようとするものです。取得後の経営面積は54アールとなります。

3条許可案件は以上2件です。詳細は議案および3条別紙のとおりです。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくをお願いします

議長（伊塚会長）

12番の一部について、担当委員から補足があればお願いします。

森中農業委員

12番の一部について説明します。7月1日に森中委員が現地調査をしました。現地は野菜が畑には定植され、田には作が付けてありました。そういう状況で問題無いと思っています。審議よろしくをお願いします。

議長（伊塚会長）

13番について、担当委員から補足があればをお願いします。

遠藤農業委員

13番については、成実の岩佐推進委員が説明します。

岩佐推進委員

13番について説明します。現地調査は6月22日に遠藤委員、岩佐推進委員で行いました。田植えもきれいにしてあり、問題無いと思われしますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（伊塚会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続きまして、5ページ、議案第2号をお願いします。農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請に

ついて、農地法施行令第7条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは6ページ、番号4の富益町について審議します。関係者の田中委員は議事に参与できません。担当委員から説明をお願いします。

友森推進委員

現地は富益でもみの木園とシルクファームの事務所がある前面の土地です。転用目的は敷地拡張です。令和2年2月総会で農振除外の案件があったものです。6月30日に足立農業委員と友森推進委員で現地確認を行いました。造成計画は10センチ盛土造成を行います。隣地境界に擁壁としてコンクリートブロック高さ20センチを2段、周囲に設置します。雨水排水について、地下浸透および自然流下で全面道路沿いにある農業用排水路へ流す計画で問題ありません。汚水については発生しません。隣接耕作者同意、実行組合同意、米川土地改良区の同意を確認しています。農地区分は、周囲が10ヘクタール以上の広がりある農地のため、第1種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくをお願いします。

議長（伊塚会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、7ページをお願いします。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する、第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは、8ページ、番号39の車尾南1丁目について審議します。担当委員から説明をお願いします。

吉澤農業委員

地元の大東推進委員が説明します。

大東推進委員

39番案について説明します。場所は山陰本線の真下です。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は一般住宅です。6月29日に吉澤農業委員、大東推進委員で現地確認を行いました。造成計画は最高45センチの盛土造成を行う予定です。隣地境界にはL字擁壁高さ1メートルのものを設置する計画です。雨水については、敷地内から既設の農業用排水路へ流す計画で問題は無いと考えます。汚水については、合併浄化槽処理後、同様の排水路へ流す計画で問題ありません。実行組合同意、米川土地改良区の同意を確認しています。隣接農地は転用許可済地のみです。農地区分は、10ヘクタール未満の農地集団のため、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われまますので、よろしくお願ひします。

議長（伊塚会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませぬか。

そうしますと採決したいと思ひます。異議のない方は、挙手をお願ひします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号40の東福原2丁目について審議します。担当委員から説明をお願ひします。

大太農業委員

40番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は、一般住宅の建設です。7月5日に大太農業委員、大田推

進委員とで現地確認を行いました。造成計画は、最高40センチの盛土造成を行います。隣地境界にはコンクリートブロック高さ12センチを2段積みで設置します。雨水の排水について、敷地内から既設の道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水については、合併浄化槽処理後、同様の道路側溝へ流す計画で問題ありません。隣地耕作者同意、実行組合同意、米川土地改良区の同意を確認しています。農地区分は、周囲に宅地等に囲まれており、住宅等が連たんする区域のため第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしく申し上げます。

議長（伊塚会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号41の河崎について審議します。担当委員から説明をお願いします。

山中推進委員

41番について説明します。今日の5条申請は、先月、先々月の3回に分けて分譲し、今日が最後の申請となります。転用目的は一般住宅です。造成計画は、最高40センチの盛土造成を行います。擁壁として、コンクリートブロック20センチを2段設置します。雨水の排水について、敷地内から既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水については、合併浄化槽から同様の既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者同意、実行組合同意、米川土地改良区の同意を確認しています。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する農地で、10ヘクタール未満の集団のため第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしく申し上げます。

議長（伊塚会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、9ページ番号42から番号43の彦名町について一括して審議します。担当委員から説明をお願いします。

公本農業委員

42番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は宅地拡張です。この案件は、令和元年9月総会で許可した住宅の拡張ですが、一部、設計の面積上不備があったため、追加で分筆し、今回申請が挙げたものです。以前の転用面積だと、地下の浄化槽がはみ出してしまうため、このわずかな面積を転用するわけです。7月2日に公本農業委員と田口推進委員で現地確認を行いました。造成計画は10センチの盛土造成を行います。擁壁について、隣地境界にコンクリートブロック20センチを2段設置します。雨水の排水は、地下浸透、自然流下の計画で問題ありません。汚水については発生ありません。実行組合同意、米川土地改良区の同意は確認しています。隣接農地はこの農地だけですので問題ないと思います。農地区分は、周囲が10ヘクタール以上の広がりある農地のため、第1種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくをお願いします。

田口推進委員

43番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は資材置場です。7月2日に公本農業委員、田口推進委員とで現地確認を行いました。申請箇所は内浜産業道路沿いの農地で、地目は田ですが、産業道路開通後に残土等で産業道路側溝の高さまで埋め立てて果樹畑にしてあるため、造成計画は現状のまま整地のみを行います。申請地の後ろに隣接する土地は登記地目が池沼で農地法の許可は不要ですが、資材置場はこの部分も含め計画してあります。この場合、申請地と地目池沼の所間に水路がありますが、現在水路の用途機能を果たしておりませんので、用途廃止を行い埋め立てる計画であると思われます。雨水の排水について、地下浸透および自然流下で

既設道路側溝と農業用水路へ流す計画で問題ありません。汚水については発生しません。隣接耕作者同意、実行組合同意、米川土地改良区の同意は確認しています。また、農道の使用許可も確認しています。農地区分は、10ヘクタール未満の農地の集団で住宅等が連たんする区域に近接する区域内で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願ひします。

議長（伊塚会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

吉澤農業委員

意見というかお願ひです。私共まだ区画整理が済んでいない所では、いわゆる赤道、青道という昔ながらの農道、水路が存在していて、転用の際に、地元の人分かるけど他から来た人が農地を買ったり転用したりすると、それを知らずに取り込んでしまうと。それで後々、道が通れなくなり水路掃除が困難になるという事が起きています。農業委員会では問題にならなかったと思うのですが、転用の際は、赤道や青線があるという事も頭に入れて、事務局なり審議の場で気を付けていただければと思います。今まで9年間やった中でのお願ひです。事務局から付け加える事があれば。

事務局（宅和事務局長）

転用にしても3条にしても、隣接に水路があった場合、どこからどこまでが水路かはっきり分からない青線とか結構あります。その場合、転用後、水路管理がしにくくなるかという問題が出ることもあります。今後は、転用の相談がありました際には、水路の位置とかを地元の実行組合と話をし確認しておくよう指導したいと思っています。

田口推進委員

市に法定外公共物廃止事前協議というのがあって、市の建設企画課と相談して進んでいるということです。勝手に埋めたり、実行組合が勝手にしたりするわけではありませんので、ご了解いただきたいと思います。

議長（伊塚会長）

他にありませんか。

森中農業委員

4 2 番について、この宅地は2月に承認され、追加で宅地拡張という事でしたけども、これは第1種農地という事で何か理由があって、当時に今回拡張部分をするという特別な理由があったのかが1点、それから今あった彦名の用途廃止ですが、その用途廃止はそういう事で図面上は青線という事で残っているのかどうか、あるいは個人で払い下げられて廃止届されたのかをお聞きしたいと思います。

事務局（高田主幹）

4 2 番ですけども、この三角形の11平方メートルは設計ミスということで。南側に浄化槽がありますけども、申請地の中に浄化槽の部分が入りきらないというミスがあったということで協議しました。その部分はきちんと分筆し、宅地拡張として申請に至ったということです。2月は1種農地の例外の集落接続ということで申請したということです。

4 3 番は、廃止についての事前協議ということで、この水路を使用しないという、受益者、近隣の農地をお持ちの方全てに確認いただき廃止するという事で話が進んでいます。払い下げされるのかどうかは確認していません。

森中農業委員

青線としていつまでも残るわけだな。用途廃止して必要なかったら個人が貰えるということは、申請すれば今は市が判断して受けるか受けないかという事は分かるのだけど、後々青線で残って問題にならないか確認はしたのか。

事務局（高田主幹）

廃止されるところで埋め立てて隣も買われるという事で、実際そこだけ残す事にならないと思いますけども、その部分については確認していません。今後は確認したいと思います。

議長（伊塚会長）

他にありませんか。

池口推進委員

淀江で、分家しようと思って土地を測ったら、不明な土地が出て来ました。国の土地でもなく、誰の土地か分からない、法務局で調べても。今後、そういう事が出る可能性がありますので注意してください。

議長（伊塚会長）

他にありませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号44の石井について審議します。担当委員から説明をお願いします。

遠藤農業委員

44番について、成実の岩佐推進委員が説明します。

岩佐推進委員

44番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所は成実公民館から少し法勝寺寄りに寄った山沿いというか南公園の裏側という所です。転用目的は、申請地周囲の地目が山林部分と一体で購入し、一般住宅の建築を計画したものです。農地の方が214平方メートル、山林2筆158平方メートルでこれを2つ合わせて住宅を作る計画です。6月28日に遠藤農業委員、岩佐推進委員と現地確認を行いました。造成計画は、盛土最高40センチと切土40センチを行い、全体を均す計画です。周囲に農地はありません。高低差があるため、コンクリートブロック高さ20センチを6段積み設置します。雨水の排水について、敷地内に溜樹を設けて既設の道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水については公共下水道へ接続します。実行組合の同意を確認しています。隣接農地はなく、土地改良区も該当ありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域内にある農地のため、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくをお願いします。

議長（伊塚会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号45の古豊千から10ページ番号46の東八幡について一括して審議します。担当委員から説明をお願いします。

森中農業委員

45番については、先月の総会で太陽光部分について審議して承認を得た案件です。今回出て来た経過を事務局の方で説明していただきたい。

事務局（石岡主任）

議案45番の経緯を説明します。本件の転用申請地のうち、古豊千〇〇番地と〇〇番地は、6月総会の5条申請議案34番太陽光発電施設で出ていましたが、その申請を取り下げ古豊千〇〇番地も含めて、再度許可申請があったものです。図の真ん中から左の方の太陽光発電施設の部分と進入路の部分が先月の議案では丸ごと太陽光発電施設という形でした。6月総会后に、右側の古豊千〇〇番地を資材置場とする許可申請があり、資材置場には進入路が必要ですが、進入路は太陽光発電施設のある所に設けるしかないので、6月総会の計画と矛盾が発生します。一度計画の取り下げをし、改めて全体で太陽光発電施設及び資材置場という形で許可申請があったものです。

森中農業委員

前回の総会の案件については取り下げをし、新たに今回出すという案件です。そういう意味で転用目的は、前回と一緒に太陽光発電施設プラス資材置場を計画したものです。赤で塗ってある区画は、一区画でありますけども筆が3筆に分かれています。管理道路側に太陽光発電施設を設置して、奥の方に資材置場を設けるという計画になっています。

太陽光発電施設は出力の変更はありません。パネルは若干位置の変更はあるかもしれませんが。奥は資材置場です。造成計画は、10から20センチの盛土を行います。防護柵として、太陽光発電施設の周囲に高さ1メートルを設置します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。実行組合同意、箕蚊屋土地改良区の同意を確認しています。隣接耕作者同意も確認をしています。農地区分は、小集団の生産力の低い農地で第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われます。よろしくをお願いします。

46番の議案について説明します。転用目的は、太陽光発電施設の設置です。7月1日に45番ですが私と施工業者で現地確認をしました。造成計画は10から20センチの盛土を行います。防護柵として、隣地境界に高さ1メートルのものを設置します。雨水の排水について、地下浸透の計画で問題ありません。汚水の発生はありません。雑草対策として、管理者である〇〇が定期的に見回り、草刈を行い、碎石、真砂土を敷設します。隣接耕作者同意、実行組合同意、箕蚊屋土地改良区の同意を確認しております。農地区分は、小集団の生産力の低い農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくお願いします。

議長（伊塚会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

吉澤農業委員

事務局に聞いてみます。45番で太陽光発電施設及び資材置場ということですが、まったく目的が違うものが、同時に申請しても構わないですか。太陽光の発電設備に伴う資材置場だったら分からなくてもいいけども。

事務局（宅和事務局長）

複合的なものであっても許可が出るものであれば、一度に出してもらっても構いません。

議長（伊塚会長）

他にありませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

事務局（高田主幹）

43番の彦名の用途廃止の件を建設企画課で確認したところ、払い下げする予定ということでした。

議長（伊塚会長）

続いて、番号47の尾高について審議します。担当委員から説明をお願いします。

中本農業委員

47番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、建築条件付売買予定地です。内容は住宅11棟と道路の設置です。本件は住宅13棟と道路の設置の第1期工事に続く第2期工事であり、第1期工事の東側に位置します。7月9日に中本農業委員、尾坂推進委員で現地確認を行いました。第1期工事でかなり造成は進んでおりまして、その隣が今回の申請地です。造成計画は50から100センチの盛土造成を行います。防護柵として、隣地境界にL型擁壁高さ120から150センチのものを設置します。雨水の排水については、各区画の溜桝から自然流下で新設の道路側溝へ流す計画です。汚水については、農業集落排水へ接続します。隣接耕作者の同意は確認しています。実行組合および土地改良区は該当ないため不要です。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内で、10ヘクタール未満の農地のため、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われるので、よろしくをお願いします。

議長（伊塚会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、12ページ、議案第4号をお願いします。

米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。

利用権設定各筆明細について、15ページ番号7-1から番号7-3までを一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

利用権設定各筆明細について説明いたします。

15ページ番号7-1は新規設定です。

番号7-2は再設定です。

番号7-3は新規設定です

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしくをお願いします。

議長（伊塚会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして、17ページ、農地中間管理権を取得する場合について、番号7-1から24ページ番号7-32までを一括して審議いたします。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

鳥取県農業農村担い手育成機構が行う中間管理権の取得について説明します。

17ページ番号7-1から24ページ番号7-32まで、番号欄鍵括弧に中間管理権取得理由が記載してあります。

今月の設定分の合計で、Aは地権者の意向によるもので21件、Dは期間満了による更新で11件です。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長（伊塚会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして、26ページ所有権移転各筆明細について、番号7-1と番号7-2を一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

所有権移転各筆明細について説明します。

26ページ番号7-1及び7-2は田です。共に規模拡大のため買い受けるものです。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長（伊塚会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして、28ページ、議案第5号をお願いします。

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、別紙農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。

それでは、29ページ番号1から36ページ番号24までを一括審議します。

番号24は、関係者の田中委員は議事に参与できません。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

今月の農地中間管理事業利用配分計画について、耕作者選定理由を説明します。

29ページ番号1から36ページ番号24は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。

選定理由は以上です。ご審議よろしくをお願いします。

議長（伊塚会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

始めに、29ページ番号1から35ページ番号23について、異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続いて、35ページ番号24について、異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

審議事項は以上です。続いて報告事項に移ります。事務局から説明してください。

事務局（日浦担当事務局長補佐）

報告いたします。

39ページから41ページの農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、5件を受理しています。

次に、42ページの農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、4件を受理しています。

次に、43ページから45ページの農地法第18条第6項の規定による合意解約に係る通知書の受理について8件を受理しています。

次に、46ページから47ページの非農地転用現況証明について、7件を証明しています。

次に、48ページの農地等の現況に関する回答について、米子市市長に対して1件を回答しています。

次に、49ページから50ページの農地転用現況確認書交付について、5件を交付しています。

報告は以上です。

議長（伊塚会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございせんか。

本日、予定していました審議は以上のとおりですが、議題などの追加はありませんか。

農業会議の事務報告をします。6月22日に鳥取市の白兔会館において通常総会がありました。事業報告及び収支決算書に関する件と役員改選に関する件で、役員については会長、副会長はそのままです。日南町の会長が新しく監事となりました。以上です。

事務局から連絡事項をお願いします。

事務局（日浦担当事務局長補佐）

7月～8月の新体制での総会につきましては、

7月20日（月）第1回臨時総会で会長選挙等を行う予定としております。

7月22日（水）農地利用最適化推進委員選考委員会を行う予定としております。

7月31日（金）第2回臨時総会では、農地利用最適化推進委員委嘱等及び研修会（第1部）を行う予定としております。

8月7日（金）8月定例会及び研修会（第2部）を行う予定としております。

次に、7月の農地相談は中止としています。

また、8月の農地相談は現在未定としています。

次に、7月分の活動実績報告書ですが、8月3日（月）までに提出いただくと助かります。

私からは以上です。

議長（伊塚会長）

これを持ちまして、第4回農業委員会総会を終了します。

閉 会 午後2時50分

以上会議の次第を記載し、その相違ない事を証するため署名押印する。

議長（伊塚会長）

議事録署名委員

議事録署名委員